

国・県基準と促進区域の関係について

この専門委員会で定める基準は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項に規定する国の基準に即して設定する都道府県が定める基準である。

(1) 国の環境保全に係る基準の設定

国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定めている。

(2) 県の環境保全に係る基準の設定

県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮して、県内の市町村が共通して遵守すべき基準を定めることとされている。

(3) 市町村の促進区域・地域の環境保全のための取組等の設定

市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・県の基準に基づき、環境保全の観点に加えて社会的配慮の観点も配慮しながら促進区域等を設定する。

